

平成29年4月14日

道路維持課

電話 0742-34-5387

～より利用しやすい私道整備制度をめざして～
「奈良市私道整備事業補助金交付要綱」等の制定について

本市ではこれまでも私道の舗装新設、補修に対してその費用の補助を行ってききましたが、私道の幅員が補助基準に満たない等の理由で十分に運用が図れていないことから、5月1日から制度を改め、市民の方が利用しやすい新たな要綱を施行します。

また、地域住民の方が、自ら穴ぼこ補修を行っていただく際の資材支給の基準、市道・里道の整備を共同作業(出合)で行っていただく場合の資材支給の基準も、併せて作成しました。

■奈良市私道整備事業補助金交付要綱

○補助対象事業者（第3条関係）

- ・私道の所有者
- ・私道に接する出入口を有する敷地における住居の所有者
- ・私道が存する地域において組織される自治会等

○補助対象事業（第4条関係）

- ・私道の両端又は一端が公道と接していること。
- ・最低幅員が1.8m以上であること。
- ・私道に出入口を有する、所有者の異なる住居が2戸以上あること。
- ・工事の支障となる地下埋設物等がないこと。

○対象工事（第4条関係）

- ・舗装工事、交通安全施設（道路反射鏡、区画線等）整備工事他

○補助率及び補助限度額（第5条関係）

私道関連要綱新旧対照表

	奈良市私道整備事業補助金交付要綱(新要綱)		奈良市私道整備要綱(旧要綱)	
最低幅員	1.8m		2.0m	
対象事業	舗装新設・補修		舗装新設・補修	
	交通安全施設(道路反射鏡、区画線)			
	その他(道路排水補修工事、床板等補修工事、防護柵補修工事)			
補助率	通り抜け4m以上	90% (限度額 150 万円)	舗装新設	75%
	通り抜け4m未満	80% (限度額 125 万円)	舗装補修	80%
	行き止まり4m以上かつ所有者が異なる6戸以上	70% (限度額 80 万円)		
	行き止まり上記以外	60% (限度額 50 万円)		
	交通安全施設(道路反射鏡、区画線)	50%(限度額5万円)		
	その他(道路排水補修工事・防護柵補修工事・床板等補修工事)	50%(限度額50万円)		
	施工方法	申請者(補助対象者)が工事を発注し、工事完了後に補助金を交付。		

○平成 29 年度予算額 8, 0 0 0 千円

■「奈良市私道の整備に伴う原材料支給基準」

市民が自ら行う私道のアスファルト道の穴ぼこや砂利道のへこみなどの軽微な補修に対し材料を支給します。

【支給材料】

アスファルト常温合材・クラッシャーラン（碎石）

■ 「奈良市道普請事業原材料支給基準」

地域住民の方が労力を提供して（出合作業）で自分たちが通行する市道・里道を整備するときに市が道路補修資材を支給します。

【支給材料】

アスファルト常温合材・生コンクリートクラッシャーラン（碎石）
セメント・砂・その他(真砂土・杭・板・土のう・グレーチング)

これまでの私道整備制度利用件数

年 度	舗装新設	舗装補修	計
H 2 3 年度	2 件	8 件	1 0 件
H 2 4 年度	0 件	3 件	3 件
H 2 5 年度	1 件	0 件	1 件
H 2 6 年度	0 件	1 件	1 件
H 2 7 年度	0 件	1 件	1 件
H 2 8 年度	0 件	0 件	0 件

私道整備要綱が新しく生まれ変わります。

1. これまでの私道整備要綱で、市が工事を施行し地元の皆さんから工事費の一部(2割~2割5分)を負担していただいておりましたが、これからは、皆さんが私道整備の施行主になり、市が工事費の一部(5割~9割)を補助します。
2. 自らが行う私道の穴ぼこ補修の材料を市が支給します。

1

私道整備事業補助金交付要綱

- 舗装工事の補助率が道路状況により9割~6割支給されます。
 - 通り抜け道路・・・幅員4m以上⇒9割
 - 幅員4m未満⇒8割
 - 行き止まり道路・・・4m以上かつ住居6戸以上⇒7割
 - それ以外⇒6割
- 道路反射鏡(カーブミラー)・区画線が新たに補助対象になり5割の補助があります。
- その他工事もあります。5割補助(例)道路排水の補修工事
- 私道の最低幅員が2mから1.8mに緩和されました。

2

私道の整備に伴う 原材料支給基準

- 市民が自ら行うアスファルト道の穴ぼこや砂利道のへこみなどの軽微な補修に対し補修材料を支給します。
(支給材料)
アスファルト常温合材
クラッシャーラン(砕石)

補助制度の手引きを参考に
してください！

みちふしん
市道・里道などの道普請の共同作業(出合)を地元で行う場合は市が資材を支給します。

みちふしん
道普請事業
原材料支給基準

- 市道・里道などの道普請に資材を支給します。
地域住民の方々が労力を提供して(出合作業)自分たちの通行する道路を整備されるとき、市は申請により道路補修資材を支給します。
(支給材料)
アスファルト常温合材・生コンクリート
クラッシャーラン(砕石)杭・板 その他

建設部 道路維持課